長府平家物語

十四

内閣文庫
和書
類
三二四八八
號
二〇
冊
二〇三
函
二三
架

202
閣

内閣文庫
番號 和 32488
冊數 20 （14）
函號 203 156

国202

国立公文書館
National Archives of Japan

平家物語卷第十四

志雄軍事

安高濤合戰事

奇藤別當實盛討死事

伊藤九郎討死事

西坂本赤山堂ニテ御布施引事

伊勢大神宮御事

大宰大貳廣遠事

木曾山門捧牒狀事

国立公文書館
National Archives of Japan

平家山門牒状進事
薩摩守親頼事
依渡左衛門尉重實事
法皇鞍馬寺に御幸事
平家都落給事
池大納言都留給事
朝還重能有重被免事
高倉院王子御位に可付給事

同二日志摩東小十郎義人彼家にけいろに成り
しかるべきなら越中ぜんしかつのりて
ちあやそうかるこいけい又きてよとうかるを山城おひ
ぜうて志のそうかるをひきて志摩
十三日ゆていぬはよりあわその日宗家方乃
うりのもれ五十よ人同意してやくまてるれ
なくく高ん しはめて何そし米成義よ言
いくさの内淀ちまく浦宮定まて伊東九郎かりや
まて此人くを中家あるを厨原家ホ五十余人

かいはらうて源氏の方へまいらんそよゆへいらん
めいつまらて平家は度々乃いくさに負てうしゆけぬ
源氏共ちんちやうらうしなりと思へとも我ホ
五十人源氏乃方へ来らはあらや平家方乃
うらめ共皆源氏へ来るとて一定出わん
けらんすると此内ほんをとうむまてさいしと
死乃罪へけまくそいんハいかゝ厩原といく者ハ
もつとも忠臣とて毎日毎夜乃ごとく沈
日約束いつちゆうと名源氏へ来らんと出立々々
おゝ井乃さいとうゆ曽さねを屋うめりやいるあひて
高ん〳〵さくあそしけるにをんさふなりて実
盛申ける八幡の小厩原乃ひやうちやうに家五十
余人源氏の方へまいらんといふ実盛一同
ちとゝ申ひぬいるを実盛八面ん〳〵ひきまゆう
又いうゆうんするとゝ乃ひくまはきくとていん
うひ源ちきすをと申生徒をさねもりかさを
てゝ来るはやいのうち此ものと実盛ちう長
けんを乃ようれとゝあんいさるとゝ

我ホきんしの乃ち方へ海いりしこと三年にして
平家のむ孫との侍よさきう乃ものよ世ホ
う面い家をすて源氏へ海いりしまして神妙れ
いて一きんハ一定海ホんをあらんとぞ
おもひ給るて毛ちゆんをかうむり身ハとく
ちうてん乃志うをなるきをあくみるてまつるへし
とゝも思ひらすとゝ世日来ハ一所にて志ゆんとも
ちまわ雲ゆゝて海のほくきてるもはゝ仕う
作へしとゝ志う申契ゝうまうにちなる様ゝて

海ゝとゝをこゝてやちゝら先あまつまへちゝへまて
みゝてまつるほゝろほしてまつらん事実雲よ
おきてハ中ゆゝをあつるしとゝ和へそゝれ
又志う城みゝてまゆ乃まてけんしゆんとゝむり
きゝるゝも多くそんしてさいんすなる
ゝしゝやゝ又きんしの赤國乃人へまゝ
ちゝ先んて申きんとゝる乃そ面い者ゆさ梅ゝいゝと
うなてきものゝもゝてあり者ゝるて乃矣ゝる留
うん先いつまゆる事ハちゝゝおゝとゝ名と後代よ

いつむ当こて武士のわうをへいけせる海し
なしは此人をもて一二ヶ所をのして高つきんしぬ
をもけうしにくまてわうん乃うかひしるほうる
ちうして平家をいくさになれはとてさてんち
ぬきて家ん〳〵乃ちくへ海いるふとうさうし
如夕乃ちまんをるすうてきうしひきう又
ちく屋をちやををんかたにうんしもことをいま
をそんちして乃うてんん乃きうをちるほとを
如ちうきんを当時ちうをいうしうをいきま

きうて山ぬうちちくる当ちくこうこ又平家つちうちう
矣かんをる屋つくなわうれものをおんををち
なしは京国乃ちうをちるをせ年ハをちうく
をををありぬ人しせをちうんうはなしくつをて
いうちをすうるものはうしうて安をうをいわう
をい向後のをあをして一定をうをぬをはをる
そをををは山形ん城かうすりてをいしにをい
ををん事ありうをし山ふをし物をはをいをむる
中くしりんなりをねをちわをかるををいを海をん

雷鳴はたまうてまはまてとうろう契をうへ
うち立たして立てたる山の岩ともきんをわうかわて
色いけ世み出給ふそのなすは実雷もさい
えきん高うせようと立てう長坂ひいさうあてい
なわさはそうまはいと面しんてうはあとも
よりけるあ十よんはもあとうもかうてて
けうへきまてなうとおうていはれとりく
面にけそうちどうまはのあとけ影い
姫うとすうのいたそうとさいうう別當先

のうきまふはつまてうれ一所にけてうち志にきんまう
そうて一とうにさいいうう別當の一云はけ紀ふうま
内面ほうにきてあうはみるへわすまて見
給へうそうち城はつまてうわうに色まやうなうま
きうま宮時方卿のうきまは面きこの見なとまう
やうはりて大なうちていはいさうちはせうまて
うれとあうくおまま大方面きれいさこうちなう
内形く川ゆくおりは地方紀なとを見
作へしかてかいさ成面宮地延はす紀鞍をたて

たつれむまをしておいらくにあつまりぬるさてむひ
乃もとにかきかの儀きをしてあまをぬけてあれんを
とのもとにまゐるハぬ一のこゝろ〳〵てうなかいをを
をわかへくゝるよちらぬけて一の儀をのをら
ハをのてをあるかゝ一をゝくゝ妙ゑれハ
書をぬきて樋口今井楯根井大宝小宝を
をしめくゝして五百ぬ紀ををしたををおい
をくゝに四五疋乎家妙法のをををををて出来
たるを西いと家のをゝらしいもあハ源氏ハ皆おつる
ををくゝをを紀むをいてきくゝわ家をくゝんとうくゝひ
あふをくゝ家を畠山庄司宝能小山田別当有重
ををうゝ西い家家をつをくゝわをを紀うををを出をく
申けるハ何をを申をを縛ふらをくゝをををんし
れつるをくゝハ鞍壺ををををををををををををまれ
ゝををハあくゝのをし紀乃ハのをををををををををんて
をくゝたを紀馬ををわかハいやをををハ妙をくゝわくゝわ
家紀ハ妙をを敵をくゝををからんを宝能ををををを宝ひ
てをんハへくゝて家紀をくゝ出をく志乃ハくゝのををを

うへよりなりて見けるに源氏乃せいゆ事なく
にまきらされハてとうをを見ひきぬきてかうる
櫓に引那ゆきぬハ河いや富山うたうよ本多乃
しるしひとはハあんちハ行とりて見たるるを義光
よく見きりてん兒玉しうむこをてはよに武藤
國へてたしうは富山うたうこをはたきりてせられ
たうを京國引とるを乃名人をもつる武士をもへ
ゆをもつひとをもてきんをもうをたるをもつるをハし
富山の勢五百よきをこをきうえいをおせい二百五十ほ

ほいうて角こうをもて由貝人をもゆへハ平家
勢十万よをを御勢ハ五万よをきれハ源一人の敵
二人ハむうをするにくいをもあ弓ゆりをん
かをきを二人よむうをぬ事やい子弱よハ五百海
五百きをハ二百五十ほ二百きるハ百きいて合く
たういをて高貝人富山の勢五百きを受えい
きれを二百五十きをいうて学くをきをする
高貝人をもをけ山よ角をうひをいをてをいくををハ
かををぬをおほ弱をしをけをるの勢ハいをを

を作へ物をもいふと中けきハ清くハあんち
せんちんぼうまつかこゝをうきをかんとして二百
五十ばかりてむこいかひ地とまきくしてハめにもたれ
らん志なの國乃住人木曽の中三持ち義盛つう
志なんきを屋ようはめのとろよ樋口次郎兼光平重
をさるものなりときこしめしわかほとりに
うちて言ふをきゝやうにてこそ二百五十きを
あひ多してかゝとのれしめくつをとなへて
五百きの井へうきいる富山これをもて樋口次郎ハ

よりかうまきてあ屋をれをきゝんてとれをし
あゝへてくりやくゝとして五百よれ山を一ようして中に
とるまこゝてこうしをうりをんて出つるもをなり
おちのさるものをかうちまふするものをあるを
いつまをこひよりまをもとうをんをさんくをうし
中ばかりよ富山う五百騎三百きうこれうす二百
よなる樋口次郎う二百五十きハ百五十きうこれて
乃ちを百きをなりて出うへをいてをを富山ハ
小磐にかをうこれうを成屋をこををいてをを

はやはせ出てかつまれる中へとりこせいらんとまるとこるを
おくるの小山田別當有重とくみ合の言葉乃くつまと
のさうにとくとふつまとて野やきいくさ我一人と
申くりていのちハすてまし強の人ともにと
うちもてよいらん前をとり給へとてつきこれハ力
野よりなほひき出るとてくさまとさいまとと
あいまのくさるまと武蔵三郎左衛門尉を國五百騎の
勢をもておめいくかいくかいくんし其方よりハ加賀國
住人林六郎光明二百五十騎とあひくして五百
騎の中へ知めいくうを入けつとなの事てと紙し
ゝ後とてくして申くさまにくんくよかを
むさしに三郎さくんありくるハ新まいの乃きよ
まくうの乃ひくを逆にしおくしのまゝいは出くほ
時のふといとひよまなし大中くくの矢廿四所し
申るかくらたるを知しあ所しまけとくの弓まん中
とて目毛あ所むまとおとくくまくまくまふ
きぬくまんのくくぬきてのりまわまるまにのくれ
大ゆくんやとて見えくるる五百騎ばかりなるまくを

てきしの陣を突破り野宮八郎光家と
大乃おとこの大ちから世い兵十三そくにのきく
ひいきの者ども一ぢうあつまりひかうとい陣を國のまわりに
むかいさもといわてう陣にそなへたるを
古まにすてよりまてハ九ゑ者まで百騎
あまり出てせうぶけ武源氏のうちわ
秋もくといまほうよ有國のまわりに矢十三筋
いてらまくいるハかうとやおもひくん方武ぬき
て中へちを入くちうけをきりかせく

まくふ野宮八郎ひとりをもてをりあんてんく
ちうをおちまわり有國ハ大ちからをきえしこの
とも大ゆ乃いたこまのまおいてよりわるう
野宮ハ大ちうの勇ましうへなり三たにあり多み
あふとちうよ野宮のちうとうのちうのひく
ゆ國のよ陣しのくさをひいるをひいあをてくけう者
いちうの成二刀ちまてそれよりて野宮八郎ハ國
くしやうの社ぬ古まに成者ハ陣をとる百い者ハ方
よりまと高橋左衛判官ハ百きうて切ちをもわ

越中國住人高橋左郎二百五十ばかりむらいのふ
高橋左郎うちやぶり入善小左郎為重といふものを
高橋おそれ別府左郎為重といふものを
高橋おそれ別府をうしなひいけるいや別府殺
あれ入善に同じ形ちなるものなるこれを生
かすこうして志ほまの乃橋城ばかりてかつたの井へ
ながせ入れ一定うれぬとおほせられいまさら
さうけなるぬてくれをあんこの遣りをよ
乃橋の中へながを入れ刎ぬて遣て入善の刎
乗をたてきわまりたる小平家のさむらい
大乃軍高橋判官長綱より入善ハしくんでとうと
おほせ長綱ハ三十七八のをとこ人よりをとれる力
大かう乃ものてあるを入善ハきいあてをそよ
小男なるをほとて乃ぞ人ら長綱ながらハ
わうけまつるものとうるものてあるて名のれき
んといきれる越中國住人高橋左郎うちやぶし
入善小左郎為重生年十七歳と名のる長綱これ
城ばかりあるいとをしくまきハあるかう乃ぞ

うれしかりしかども長綱すでにくるしかりしかども十七
歳となのるにてことふいとけなき我も十七歳
になりぬるなれば同年なるものなれば
まきみをうちたてまつりしかども
ふかくたてまつりしかば
そうしたてまつりしかば
そのかたに我子と同年にあるいとけなき
童子にむかひて切腹をすすめあんちをうつりて
引をきたる別府八入善をみうしなひて入善よく
とりひかるるかなしさにたへかねてこれ
ゆるしたまへとこれをきてあるべきこれなあるべきそ
けふ別府殿といふ別府こそ我まことにてのしあるべ
ぞかしくいそぎむまをまわりしかりて長綱の
ふとりてるんをゆいをとりて入くるとつまと
ひきてにはかにくびをかきて我も学ぶべし
きれなまわれかたちをかるる入善をしばらく
てまもなくしてこれをみるに長綱
うくびをはまんようちをとりて入善をひきて
まいりてみるれども入善
ぞかしおいすとまうした

ゆえ家ぜんをもうして入番ようけ者ども別府これを
見つくやまと入番物よくるふらそのくらしぜやくと
ておいくもり入番これを受もあるやはいまく
きそのくまへよりてまりてこれハ高橋善
判官うくひそいはふらひ大ねくんもひてのもと
為重うふんれよはうまつるまてひとて国いまう別府
やうておいはまてなまハ為重うとわていくらしなわ
入番我見うしあひく入番くしようしあるなにこと
よる稽判官とくんて出さんられたるこてよ
あるあてうまけよりはあいこはう国
やとそんしそいそれむやまわるひ帰りて長崎う
くひ我かまやへかおき入番我ひまをくうてるや
おいるとはいへハ為おいはとやもてやへある
くひをとてまけてまり我とるうもやはり
いくハまはきそのくれ我ひて高まハいると
ひ縁へる入番さんハ見ハまくうもるくひ
はそいはいにくひハ一なわぬハるわはるまれう
とりてあくんすそて入番ゆまれハ別府うはハ

まゐりたりしかすがのあかちんまは
いうの家どもわらはとやうの家なかとやうの人へ
入道申けるハこれハやうのい為重長經よりんてゝ
おやうへらまてゝ山ところのよ名のれとゝいたるあいて
宮腰うちやくし入道ハ小右衛為重ちう殿十七
さいと名ハまてゝ人へいとゝとしくあるかゝとものの
あまを我を十七よなるをとゝもちわわきこう
なのをきけハ家子同年也わるよむくへ
とゝとゝへハちんちとうつまきてゝとゝへくゝ

ちてハ中をかゝんをゝ御こさんなれ為をくんとくく
ちゝちゝりん何くさゝるまるかおくわつまのわきうう
けるゝかゝれなまハ二ゝるれちるまさしてゝいくん
すゝゝこゝのハちちやりよゝるゝとゝ物ゝしてゝいゝ之ゝ為
為重ゝうるまゝ御くゝとゝとゝれハまゝて廃をゝ
御しくくゝれきるやゝとのゝゝ弓矢ゝりハかゝて
山伐かくハけまゝまゝもゝゝて出ゝてゝまき
なゝゝゝ形ちゝるゝんゝとゝゝ伐を定ゝちゝとゝれゝ
中ゝるまゝれほゝ山ゝゝるゝ物ゝりんゝハゝゝゝなく

猶ゝ知せむとされども別府のことわゝ
くしなもわうんちよハ谷の坊ん寺やうはるゝ人〳〵是をハ
別府のゝうゝ所くしかなきとて下知をくゝける
当寺をたゝ国さしと平家ゆくさわ長井斎藤
別当實盛あゝ地のすゝまうひくゝきくく
三百ゝ程ゝ切ゝ切ゝ出ゝ来ん〳〵ゆかるゝと信濃
國住人手塚別当二百五十きゝてむかひくゝな
いまくゝ平くゝふ手塚うゝ
うゝ人ハさねゝわう塚のうゝまあくゝまくゝ切ゝ

来わけのゝゝわゝくゝひきゝ
くゝうゝくゝと手塚実盛を切ゝけて下ゝ寄るハ
平くゝ一人ゝやゝりて有くゝ
やくゝかくゝハ生れのゝ國の住人藤方郡住人手塚
別当金剛光實と名ゆゝわゝ
けるハさゝゝものあゝとハ
わくゝをさくゝゝハゝ
まゝたくくゝをうちて
出覚ゝ生りくゝ思ひきゝれハ一人強

てくるまでかきはこさらふまりまこ主塚とゆ
まに弓をきたるをみくあるものをむけられその時
主塚うらうらう一人なてゆるるつる
とて乃えん実盛よすもとまむさもりさ
ちりるるてけ物ひくる主塚うらうこうたん
をつけ乃いることをるまへくたのるまてハうるを
ひくるくる弓をめてあつくつくゆてゆをて
どひまくりうまは主塚うらうこうこをされし
ねさねるるゆけ乃いることをるにつるへ

てむまはくるに乗つけくさ家て陣所何を地
まわ一天ちりあちるまる主塚見を乃てくるよ
ひ陣ゆりてさねるりうまひ神ようけくる付
て思いて思をいくこにまくるよあつをこうてまへよ
ゆちりくりさ称ると二人のくきをあひこ
ろくをしほくよ出きぬ以行とけれ
なくさねをわらうとう紙とて物こうこ出
くし紙ぬきて くひを加く主塚そのまゆきよ
け称ちりう弓をはくさくるまひあをてそそ腹

ばさうらうをはじめまいくのちをそよりるあかを
ゆるまゆるして上にあがるまくゆるハいくさと
申ハうるれのあがるをもきき我名をもあがり
てうるきにてをきれそして知をしゆけまされ
人をまれ人なるいけうやうをもきんわゆきさ
くひあうはとりてもうるはきんかをみそうそ
をそんするそいけまハ兵衛尉名のりを
申しれるつないてんうハ名ゆ屋ようまの
名をハ人見をんをるそまれくひとりつる
をのれをわをくをつるをそいハをは
ちうおうをくひれそれ知をまるせ
に来けれらうはうは物のあをまをくしを持
てきそまをかきわてゆきまハ光盛ゆ屋
くせくひれそうちてゆハ名のまをせゆせい
はまをもきそのハは覚んしをうをんと
ばわゆて名のをうすきゆをんをハ
ゆれをんひをまれきをんをんしを
ハはくを搦をくひ京右さい國のは家人かと

春之八郎八さんとうこゝにいてはてゝまてあ道
見ハむさしの國住人斎藤別當ふさてなんめれ
ゆくゝしそもなくハ一年義仲の松さし見る思
つはものゝ加をなわしていまはゝ春の
白髪ようこうあつぬゝんひけのくろに
きてなわしまれなんぬもよやゝん樋口ハ姉崎
ゝうまいまて見をまゝて樋口
をめしいゝちゝ宇佐あとをけてゝ
一見見くゝゝゝなゝくあれ学ゝんや実盛

まてゝくわゝとゆきて行くゝゝんひけくわきて
ゝくゝゝれハ樋口さまハうてまる細ゝゝんと
きゝゝ心ゝくなみさのゝゝ
ものハいゝゝ事にゝも思てあ風ゝをハ
つゝ行くゝ事ゝゝむさしの國ゝ法ねゝかゝい
ゝし時さいゝゝ色ゝゝゝゝゝ
きん寄ゝに仲ゝ色ゝ松ゝ
しゝのハ六十ゝあゝくのちハくさのちんゝ
むゝんゝハきゝゝゝゝゝゝんゝれハんひけゝ

まゝ成ぬるまてわうやうんと神ゆゑ人いらう
むちゑとてあるはたらくちをしまつとのちち
にはのうちしくさまをいかまんもおもしけなりとよし
う事にすみをぬりてはけるまゝや成ぬりてはけら
いまて御覽ゑとりをきたるをはけるうんとてあるいの
て刀をゑ人ハまゝいふまにはのうしなりはてゝて
うゝしなをなをさねをわゝもゝてゝれにき出
しゝれとこゝちはけるすハ實盛京成ぬる自
因ゝ居ゝ中まゝ四ハ一年東國乃うちていまゝ下り

てはしゝ小一矢を射ゝして滿原ゝわゝ人をゝ
ゝ成しゝ事實盛ゝ老の後乃ゝちゝ此ゝ
と存ゝいゝ知くゝゝたゝ人ゝまゝわくゝゝうんゝは
せんあくいゝて八海ゝわゝ人ゝとゝハゝまゝ
ゝわてはゝゝまゝゝ知ゝまゝてゝゝちゝふゝまゝゝ
人ゝゝゝゝねゝゝてゝ稱ゝゝゝゝハ越前國乃住人
ゝゝてはしゝゝ近年一所懸命つまゝくむゝゝのゝたゝ
ゝまゝちゝゝゝゝゝりてはゝゝゝゝゝゝゝゝ
小ハはしゝまのゝゝ國成ゝまゝゝゝゝゝゝゝ

さいこの志ようなりわたくしまでもなく
かうむ彩へしと申きれハ国府かたうハあいまふ
おほうされくはうにおよハとてゆ彩きれるまハ
よ彩くしてきるわ家ものこれ城主くまたしして
面いけるさるを蜂尾太郎二百五十ばかりて駆あいく
かなきんしのかくさるわ賀國住人倉光太郎
百きの勢うてむかひあふ蜂尾ハ二百きのおくをを
入くさんくよるあうふ倉光蜂尾より駆なくへく
くんてうとはつ彩倉光ハ大ちくなれハ蜂尾

城にて駆さんくさり倉光ハらうにうう四五きの駆ちかと
なりて蜂尾をいきとわよ志てくりさてこさとのへ
いくはいりぬこれを志てこまたしと申家方ちわ
伊東入道ハ志てく伊東九郎二百よ駆て駆
よをとちきてかさるわ根井小矢太百きをいて
伊東九郎ハ二百駆のなうへ志を入くさてさはよこ
はたさんくよかく根井小矢太ハ伊東九郎よくんて
ちうと駆つ伊東九郎をとてやさんてくひをかく
こうせいこう九郎ハきんしにたくへちけるかへいけえ

まい海すハちくいとう入さう吾郎作殿をさうんと
内こ深しけるを以そこに作殿につけてまりて
いたの清山い逃しゑまるまよて京に来作殿
坂東をうちとて加海くさにさうちうめちうし先
いとう入道日ちうけあるこの事かさに志ちいて
うちし時九郎をめしいてなんちハ吾ゑ妻もの
なりとて内ゆんの彩くまるしかたをしれ名ハ
九郎申けるハまちよ内ゆさしハかこわ入て為
ちうちの入道ちかいこ彩なりてうをゆみそれ

るとして世にうんすめんかくなるゆかをゆむう
ちくの入道さうみを射まいくきんてしいし時
にそうつまりて作し事ハ一切ちゑ之所ゆんを
かうしちんと思ちにかちやく名ひとめき
西へくゆ志ちにハいまゆ紙給て京へはわけるを
作て西いまにつけてやつるくゑをいてまつ
海ちうと申人道ハ吾郎作殿うちうる清まて
吾之乃ものなれいりてうさ海ちまなんち一人
ありとそれなるまし中ちうゑく神妙なり

はやく安藤よつぎをていとうとえさきをつかまつり
九郎いきよつぎをてまへ川のきくの海をよくくち
てはやに第ふうれぬるてあいまなれを後
きてハらうとうを井樋口樋口井大宮小宮と
ちりそとして我はとらしときめ入あいる平家
乃うん兵ものうちにおれはとものむきに引きり
そく大庭五郎同下四郎源あいをてぬきをたち
同下四郎みなとよわ三隈をたちわ切る大なる岩
にのをそをうへはりぬてよりきをふうたをは

いたをひく志ひきんとやはもひろんかを実宗こをる
をつ西いをうちをうちふを城いををて死よりを源
沢郎源遠号をいををてうしをねハ自害してうをた
くわ大庭四郎みををたうをたちをたをたをを
くをやといふをを源よむををにををれてをををを
ほをををを二人城はうんてををのひををを
みをををへて庭をて志ををうををををる梶井小実を
にをひ乃わ梶をいををて死よくわ大将軍梶亮之信
中将のくををひををハいをれハをひていををををを

はうこ八大樽ゟ小樽なるを五くらをいろさ
ゟまく紙事ゟて七月一日朔日ゟむろ
ていく紙をれゟて海ゟひけ後日のいろさに
をゟて動きゟりて木曽八ゟれを刀てまて八
平家八ゟつる八一騎もゟちゟれいゟれやりのをて
ゟしゟのいよゟていくゟれ木曽五百ゟ騎ゟて
ゟゟてゟけ入ゟんくゟよけやゟてひきかゟへゟは
七郎冠者三百ゟ紙ゟあいゟて入ゟへてゟゟ
ゟしゟゟ出ゟゟ出てゟひゟへゟれ八樋口次郎三百余
騎ゟて入かゟへてゟゟをゟりゟれくゟをこのゟゟ
うち取てひきゟりゟ紙ゟ八粉井小次郎二百ゟ
あいをゟて中ゟを入ゟをあゟわをれゟをて
ゟれ紙ゟくゟしゟ紙ゟゟゟゟゟゟ知ゟ
紙ゟ小室太郎五百ゟをゟて入ゟへく
せゟゟゟをれゟゟいけ出ゟゟひけとゟ紙ゟゟも
をんゟいゟ海をくゟれて紙ゟけてゟいもゟいよゟんく
にいゟをいゟいけゟ紙ゟゟゟゟゟゟゟゟゟ
みをゟ去四月ゟ八十万ゟをきゟて下ゟゟ海七月ゟ

いくさに負けてうせぬるよし聞わつて二万ばかり
はらの七万ばかりハ小清道より
乃ぶくりよりうつり西いけうんと志つまき侍
大ぶくかつぶくしてくるまけてかへ
ぶくなくうれぬるうへハとくいふひなし
流れ出して源頼朝ハ出かたを奥をはしいてもも
明年より異なり林殺後ハ松わく獄を
とるといつても明年にうつりぬ後をあく
北陸より屋うをつかつてハ安高とおこ
さ屋へうわけう物をとり人もうきり内大臣むと
安のく給ひうりはるおくの三河守をうれみ
思強もうくに一所ともいうもなうんとちきり給ひ
うりつるめこと京高もうきぬる上ハ大臣殿と
いかうくおぼしけるに父京家ハ京家
をくきぬうへいきて有ものはきんいは身出
いう海を給く出家とんさいて後生をとふぬ
西しうて申けれうんとうれるものの乃ちく
ちくさいしかなれりしもしるかまり船し家こと

門戸ちからて了恋しくは念仏申あひうれハ京中ハ
いまもしかうかのこそあり計る昔天宝大いに
兵を徴驅向く何事よるか去五月に万里の雲南に
行雲南に瀘水有大軍徒より渉るに沸湯のことし
未戦十人か二三ハ死村南村北に哭聲悲し兒を
娜嬢よわかれ夫ハ妻にわかれ别れ前後蛮に征去千
万人もゆくひとりもかへらぬすなし新豊縣の翁雲南
の征戦をおそれまぬく年二十四にて夜深く人しらす
ひそかに大石を抱て臂を鎚折まう

就まり旗を擎よ撰ふしるへもなくして右乃臂ハ肩に
よるま左の臂ハ折よりといへとも雲南の征戦をまぬ
かれ又かねくさけ筋傷く苦ハさらにあらされとも
臂折てよりこのかた六十年一支ハすたれたりといへ
とも一身ハ全しいまにいたるまて風雨ふりくもる
くもるさむき夜ハ天乃明るにいたるまて痛て不眠
されとも終悔にとらへ老の身ハいまたにいきたりと
よろこふ若しからされハ当初瀘水乃頭に死て雲南に
望郷の鬼となりて万人の塚のうへに哭すらむ

[illegible]八十八ばかりなる雪に埋もれいて
玄孫[illegible]けるまくに庭前より[illegible]命あまりて
[illegible]
一枝[illegible]八十あまりはなさにこの海
五日小國の賊徒事院御所[illegible]して定[illegible]左兵衛督
右大臣兼實左大將實定宣旨宮内卿実實房堀河
大納言忠親梅小路中納言長方[illegible]
[illegible]堀川右大臣[illegible]右大臣
大[illegible]

[illegible]御祈禱[illegible]なり[illegible]
左大臣八門[illegible]
[illegible]右大臣八[illegible]
時[illegible]
[illegible]宗の長[illegible]
[illegible]長方卿軍[illegible]
[illegible]内大臣[illegible]
乃[illegible]儀[illegible]
廿一日院[illegible]延暦寺[illegible]業師經の子僧[illegible]御[illegible]經
[illegible]なり[illegible]

毛作布一さん作米袋一院別當左衛門尉藤原
[illegible]を[illegible]て[illegible]法師あり行事乃[illegible]奥代
廳官所布施作米[illegible]あひ[illegible]て西坂本西山堂
[illegible]これをしくかたに小法師所をもてうけとるあひ
一人して[illegible]法師[illegible]
[illegible]ぬもの[illegible]と法師所を
事をいたし奥代廳官烏帽子らはをされて[illegible]
乃[illegible]奥代[illegible]て山[illegible]
年[illegible]神[illegible]佛事乃[illegible]

同日義人右兼檢校定長うけ給く參宮神祇大副
大中臣親俊卿上ひ[illegible]て無業たいらの大神宮へ
行幸[illegible]大神宮[illegible]
普賢天原[illegible]
所字世[illegible]
川乃上[illegible]大宮[illegible]
[illegible]
所神[illegible]代[illegible]崇敬[illegible]
の三[illegible]七百余社乃大小神祇冥道[illegible]

かゝる代々帝の臨幸ハなかりしかならの御門の御時
右大臣不比等乃孫式部卿宇合卿の子右近衛権少将
兼大宰大貳藤原廣継と云人ありしこそ天平
十二年十月に肥前國松浦郡にて一万人の凶賊
をあつめかたらひてむほんをおこし帝を傾け
奉らんとはかりけるよしきこえしかは大野東人
といひし人を大将軍にて國々の官兵二万余人
を召集めさしむかはせてうちおとされにき
その御いのりに同十一月にはしめて大神宮へ

行幸ありてきせんとそのまいりそてきこえし
かの廣継うたれてのちそ其亡霊あれまさりつゝ
おそろしき事とも多かりけれは同十八年
六月に大宰府のくわんせおん寺くやうせられ
けるに玄昉僧正といひし人を導師に請せられ
しをにはかに空かきくもりて黒雲乃中より
手をさし下りて彼僧正をとりて天へあ
のほりにけりおそろしなといふもおろかなりされ
はこのときよりは神とあかめたてまつりてその松浦の

明神ましまなりけれ僧西忠と云僧大唐と入唐
きつく法相宗を学問ハわれらたるべきなり
入唐の時宋人まさ名我明雅と云所とはいふ
還て元と云通商河内本朝より来てゆに
あり唐人なりしかハ中先きりけるとやさく
ものなりけれ様へくめちらの貴賤真福寺西金堂
のまへなりて空をとわらふ夏しきり
此寺ハ法相宗の寺なれハ法ハ無ハなりむしをも
かく法華経乃時ハ御願をとてらはるゆあるわ

嵯峨天皇弘仁時大同五年庚寅年帝尚侍乃
もとめよりわ世乃ちまを給しかハ弘時の内府
小ちゝ絶て帝弘第三皇女有智内親王をと
かゝとのいはまを立てゆつるを給ましこれ安倍弘
ちゝめなり朱雀院弘御時天暦二年戊子ハ
絶友うむかんの時乃ちうんよやうとうんに弘
ゆ川ちゝまをこうんとをかやう弘例とも
年つ祢らるゝてきこうえし木曽冠者義仲ハ
度こ弘合戦をうちうちて六月上旬よ京山陸

二ツ道を二ツに分てうちよりほる事山乃ふもとをん
ちん八尾張國そのまゝ川をはさむ小陸さの先陸
を越前國府よりつく評定しける八幡山ハ
大衆ハいまゝ平家一なり右兵衛をはをうち
のかゝんするに京坂乃前小事なりとかゝ
唐崎三津河尻なとゝ京へいゝん
ゝ乃ふもとの例ハ山の大兵乃ふくさはいらゝやせん
すゝんうちやゝりてとゝんをるを見てき
やゝを省時をゝいけゝて佛神ハといす寺

をもかゝほ〳〵傳ハとうしなひゝやゝハ西門をは
いゝを家ゝ出ハ出ゝこのゝめよ乃ほ都ゝの平家
一なれなゝて山門の大高ハ乃ほさん事をゝも
ゝゝゝぬ二のまゝ引ゝ入ハ出ゝてこのゝゝり
なゝゝゝくのかるへゝゝん道をとうをゝをゝよ
乃ゝゝ道ゝて屋を大事ゝのまいゝのゝゝまを
いゝ道ハ生のきにあゝゝゝゝゝけ都ゝ乃ゝ
かゝゝとけるハ山門乃畠法相乃ゝ高ゝハ
三千人ゝのゝゝ一ゝとゝゝをるゝゝ思ゝく

あらくなる道ハいひ出つゝ中きこえてよろつる事もいはれを
ゆるのけらハやつかりのまいされハ三千人一国より
平家を一なひろしといふ事も不定なり源氏よ
りうし思ひ寄れ大衆もなとらかの院宣牒状なと
遣りして此覚え事此やうは返牒よ見えねと
むかへ成ともいひまいらせ候も出す侯へしとて牒状
を山へ遣りいそかれ此牒状をハやかて覚明そ出
寄りまいらせ此覚明ハもとハ世んそん也勧学院に
進士蔵人とて有りけれか出家して西乗房信救

とそ申ける信救奈良にまかりける時三井寺より牒状
を南都へ遣されしかハ返牒をハ信救そ書
たりける大政入道浄海ハ平家の糟糠武士の塵芥
とかきたりける事此やまとも知らぬ事よと思ひはくいの
かをも出て信救法師を誅せんとはからせたまいけるよし聞え
けれハ南都をも逃の程をハ出けれハかなはしと思
て南都を出て北国へおちけるに下りけるをひるかへりなれは入道
のつくる方便をとつまつく出れけるよし聞えけれハ
いつくとも此ものをさつくりそかゝる事をもふしと思ひて

うゑをゆるわうしてあるべきうれへ腫脹し
やまる白癩とおもくなりにきるかくして高野を
まゐらくちうにをけちまてをかくるをもなりり
きうり伝教なを鄙おなをうりてはいるれんをを
思ひく鎌倉へくりけるる十郎義人けるる平家
追討のるるを東國をうり那へきめをほりけるこう
墨俣川をへいけと合戦をとをく行家はんくを
うちおとさまてしきたりをく三河國府をはをて
けりける而る伝教引合て行家はるつまにけりまを
癩をあるをうりけまは源氏腫脹をなをりて
をを伝教をあるをりり行家三河國府を伊勢
大神宮へくてをんをけるををんをも伝教ををを
きれをを行家吾妻作を中をいく伝法へ城
く木曾をつきをう事あ時をりして伝教をを
ふのをて改名して木曾右夫兵衛ををける
山への牒状六月十六日山をを技をを大海堂
庭を書向して見を校をを状をを

奉親王宣欲令停止平家逆亂事

右平治以来平家跨張之間貴賤擎手緇素
戴足黍進止帝位恣慮掠諸國或追捕權門
勢家令及恥辱或掳取月卿雲客無令知其
行方就中治承三年十一月移法皇之仙居
於鳥羽故宮遷博陸之配流於夷夏而鎮加
之不很蒙咎無罪失命積功奪國抽忠解官
之輩不可勝計者歟然而衆人不言道理以
自目之處重去治承四年五月中旬打圍親
王家欲斷刹利種之日百王治天之御運未
盡其負本朝守護之神冥尚在本宮故奉保
仙駕於園城寺既畢其時義仲兄源仲家依
匝忘芳恩回以奉扈從翌日青鳥飛来令肯
密通有可急參之催黍奉嚴命欲企頓參之
處平家聞此事前右大將嗄籠義仲乳母中
原兼遠之身其上住所付之伺之怒敵滿國
中郎從無相順心身迷山野東西不覺之間
未致參洛之時有御食議云園城寺為躰地
形平均不能禦敵仍奉進仙蹕於南都之故

城遂合戰於宇治橋邊之刻頼政卿父子三
人仲綱兼綱以下率尒打立心中相違之間
被討者多遁者少骸埋龍門原上之土名施
鳳城都之凰宮畢哀哉令旨數度之約一時
難參會悲哉同門親睦之契一旦絶面謁叉
抑貴山被同心當家忠戰哉否令與力平家
悪逆哉否若彼黨令與力者定我等不慮對
天台衆徒企非分之合戰歟速飜平家値遇
之僉議被修當家安穩之祈禱若猶無承引
者自滅慈覺門徒定有衆徒後悔歟如此申觸
事全非畏衆徒之武勇偏只尊常住三寶故
也何况叡山衆徒殊護持國家者先蹤也詔
書云朕是右丞相之末葉也慈覺大師之門
跡也是則慈惠僧正終所致驗也早遂彼先
規上祈請百皇無爲之由下被廻万民豊饒
之計者七社權現之威光益盛三塔衆徒之
願力新成欽爰義仲以不肖之身誤打廻廿
余箇國涇渭之間北國諸庄園不遂乃貢之

運上誠是自然之恐戦也申而有餘謝而難
遁努々莫處將門純友之類神不稟非礼者
忝令知見心中之精勤耳宜以此等趣内令
達三千之衆徒外被聞重貴賤者生前之所
望也一期之懇志也義仲恐惶謹言

寿永元年六月十日　源義仲申文

進上　恵光房律師御房

山門三千衆法師ハ当時ハ躍状を見て金議まちまち
なりあるいハ平家のくらへとものもあるいハ
源氏のくらへとものもあるいハ心〻に
さんさまちまちなりまれまれハ
聖王天皇地久をいのりまいらせ
如威山門ハ帰敬をいたさせ
ちん義ハ我いのりまいらせ
平家ハ西海法ハ
これをもむくようして討
えまして異賊ハ
いくへの仏神ハ如何

源家ハ平家ト合戦ヨウヤウ始テ宮ヲ始奉リ
仕テ機会ヲ待ツ運命既ニ熟シ何ノ者カ
運カヽヘ奉ラン平家ハ国ヲ領シテウンヌヲ
源氏ヲ亡ボ奉ントヤ此隙ニ七社醫王善逝ト
冥ニ通ヒ奉リ隙ヲ窺ヒ道理
非ヲ半須平家値遇ノ地ヲ引ヘシ
連源家今ハ如ト称ス信ヲ奉ル一同ニ
せんきして過隙ヲ待ク秋ヲ
右六月十日御書状同十六日到来被閲之

数日之鬱念一時解散ス故何者源家者自古
携武弓奉仕朝廷振威勢禦王敵爰平家者
背朝章起兵乱軽皇威好謀叛不被征伐平
家者寧保仏法哉爰源家被制伏彼類之間
追捕取本寺之干僧供物依侵損末社之神
輿衆徒等深訴訟歎達寮内之處青鳥飛来
幸授芳札於今者永翻平家安穏之祈禱速
可随源家合力之金議也是則歎朝威之陵
遲悲仏法之破滅故也夫漢家貞元之暦圓

宗興隆本朝延暦之天一乘弘宣之後桓武
天皇與平安城親崇敬一代五時之佛法傳
教大師開天台山遠奉祈百王無為之御願
以來寺金輪護王躰在三千之丹心飜天變
拂地天喰是一山之効驗也因茲代々賢王
皆仰羅洞之精誠世々重臣悉恃台岳之信
心所謂一条院御字之時偏慈覺大師門徒
之白綸言明白也九条右丞相并御堂入道
大相國發願文曰雖居黄閣之重臣願為白
衣之弟子子々孫々久固帝王皇后墓代々
世々永得大師遺弟之道同絶賢王無為之
德加之永治二年鳥羽法皇泰叡山御願文
云昔踐九五之尊位今列三千之禪徒者也
倩思之感涙難抑靜寂之隨喜尤深星霜四
百廻皇德三十代天朝久保十善之位德化
普絶四海之民寺國寺家之道場為君為家
之聖跡也運上本寺千僧供物雖作求社神
輿末寺諸庄園併如舊被安堵者三千人衆

徒合掌而祈玉躰於東海之光一山揭聲而
傾平家於南山之色山徒傾首来詣怨敵東
手乞降十乗床上鎮扇五日之風三密壇前
遥灑十旬之雨者依衆徒僉議執達如件

寿永二年七月日　　大衆等

本寺冠者殿御腰代仁大夫殿
かしらふ所仁西信白井法橋幸明慈雲房法橋
寛覚三神仁宮和深草殿あを法橋
まて平家みくまとをとをして奥福寺園城寺
ともなしく南一山八宮家あくを名法当家
又山門乃ゝめ不忠をそんまて山王大師乃御法
して三ゝ乃ゝ者とをかゝふやゝて一山卿相寸
余人同心連署ゝて解書を山上へ送ゝ
敬白

可以延暦寺帰依渡氏寺以日吉神尊崇如
氏社一向信天台仏法事
右當家一族之業殊有祈清盲願何者叡山者

桓武天皇御宇傳教大師入唐帰朝後弘圓
頓教法於斯處傳舍那大戒於其中以来為
佛法繁昌之霊場久為鎮護國家之道場方
今伊豆國流人前右兵衛權佐源頼朝不悔
身過還朝朝憲如之與舒謀致源氏義仲行
家以下凶黨同心抑掠數國土貢押領万物
因茲且追累代勲功之蹤且任當時弓馬之
誉速追討賊徒可降伏凶黨之由旨衛勅命
頻企征伐爰黒麟鶴翼之陳官軍不得利星
旗電戰威逆徒似乗勝若非佛神之加被寧
鎮叛逆之凶乱是以一向帰天台之佛法不
退持日吉之神息而已何況忝憶臣等之農
祖可謂本願餘高旨可崇重弥可忝敬自今
以後山門有慶為一門之慶社家有幇為一
家之幇付善付悪成喜憂吾傳子孫永不失
墜藤氏者以春日社興福寺為氏寺氏社又
帰依法相大乗宗當家者以日吉社延暦寺
如氏社氏寺親值遇圓實頓悟之教彼者遺

跡也為家思榮幸是今之精祈也為君請討
罰仰願山王七社王子眷屬東西滿山護法
聖衆十二上願醫王善逝日光月光十二神
將照無貳之丹誠垂唯一之玄應然則邪謀
逆心之賊束手於軍門暴虐殘害之徒傳首
於京都我等精苦諸佛神其捨給哉仍當家
公卿等一口同意作禮而祈請如件敬白

壽永二年七月日

從三位行右近衛權中將平朝臣資盛

從三位平朝臣通盛

從三位行右近衛權中將兼丹波權守平朝臣維盛

正三位行左近衛權中將兼但馬守平朝臣重衡

正三位右衛門督平朝臣清宗

參議正三位行大皇太后宮權大夫兼修理大夫備前權守平經盛

征夷大將軍從二位行權中納言兼左兵衛督平朝臣知盛

從二位行中納言平朝臣教盛

正二位行權大納言兼陸奥出羽守按察使平朝臣頼盛

前内大臣從一位平朝臣宗盛

近江國住人木庄領家職所得分等事、為勅願
安穩長者資故入道善性、相伝所処、向不僧侶断
俗世併庄事、為寄家所、所令知行状如件、

七月廿九日　　平宗盛

謹上　　庄主僧正御房

いとそもそもひる大宮院法皇ハ東ハ延暦二年伝教
大師當山をのかせ給ふ、結縁國家ハ法ハ鎮護
家ハ一乗帰宗の教法をひろめ給ふ、わかる
仏法さかりなりて王法を守護する年久
しかるに此二三年の間東國小田乃西徒ホたくも
道ゝ城ゝ九國税官物を不奉庄ハ八年貢所當
をとゝくるし領家ハ城ゝ紀ゝして論云ハてこうこ
ゝ紀ゝ人ゝ紀ゝ人ゝせあらそふ防戦を力すてよつき
奴婢神明乃出資にあらさんとわ仏寺堂塔を
ゝりそけん山王大師ハ法華を学し給へ三千の衆
徒ちりをしにいきをしなりとれ法さく人を
紀をうしきも山のるをゝ山のるをゝ
所ゝ神社ゝ紀ゝ人ゝ

同じのつるゝ人神妙なるとうれしさ人百まをむさゝて
しはちらおよはせすて源氏同心せ西隣をと
むくるかゝ新くしをとゝ又を後城変よりたゝ江減小
ちてゝくゝ古京事せのし城あるれ名れる浮容
ゆる京流をなりわ上家つまを八人山せくさハ
あハ西白るの城源氏ハ攻をもなく多をさく
かもゝけんなを八一定源氏ゝらて年家ましけ
ゆんをゝておのいゝよ海つまを宮ゆりるゝう
かゆんくゝ内やきゝるゝひをまをたのさまれ

十八日肥後を真能能為ゝら上洛西国せ軍むりん
のゝきこゝんけを八を後ゝりんゝよ去ゝ手下
ゆりまるに菊池次郎城塚をかゝへてゝるる宮
たやをくせ免ゝゝゝゝるて真能九州の軍
ゆをゝるゝて城ゝてこれををまむる軍云おゝくゝゝ
ゝを真て青戦ゝ力なゝ只塚をゝゝかゝゝてゝる
日数つりゝけを八城のゝちに兵粮米つきて菊池殿ゝ
降人ゝゝりゝ降りゝ真能九国ゝ兵粮米定雇を藤原
一人宰府使一人真能使一人を使て八十余人捕ゝ

勢家の庄園ハいづれ責儀菊池原四の堂新伽藍伏せ
彼ハを相奥て今日入法せ未刻ばかりより八条院へ
河原院ハ六条乃宮殿へ若ハ宮殿ハ
九百ばかり子孫ハ幸ばかりなる所内大臣家豊事を
七条にて兄弟ハ三ばかりなる二百ばかりなる事ハ
前摂政殿ハ親類ハ所ばかりなる
なれば家盛のようにまして四宮先ハ
屋形にハ所ばかりなる新別当ハ
子なる新摂政乃婿なる也摂政武家の家にハ
いなる新事ハ所ばかりに取わ人ばかりに日武士ハ
国ばかりなる西国ハ僅年きれ
ばかりなる東国ハいよいよ勢ばかりてハ新人ばかりなる
ばかりなる平家次第に心よくなりてなる
力をつまりて新人あと院ばかりなる院ハ
引具ばかりなる一まとなりなる
西国のくに義仲ばかりなる義をれける
七月十三日暁なる何ばかりなる事ハきるけれる六波羅
乃宮大ばかりく京中ハ又ばかりなる宮殿新具

東西にはしり〳〵にはいかよせつるすそやとて魂をけそ
事なれとも大かたは帝都は名利地鶏鳴安思
なりといへりおさまれる世たにもかくのこゝろいふんや
みたれたる時は理也吉野山の奥のおくまてもいら
まほしくはおもへとも諸國七道一天四海のそこまて
ゐまは深山遠國もいはくの浦かほとりまて
三界無安猶如火宅衆苦充満甚可怖畏と
ときたまふ如来の金言一乗の妙文也かくしあらん
ひまやいかにして此度生死をはなれて極楽浄土へ

往生をとけんとおもひけるにこそ有ける此暁儀式よきさいはいける
事は去年の冬源氏佐渡兵衛尉重貞といふもののはかり
一年鎮西八郎為朝を近江國小山寺にてからめて
まいらせたりしかはうけ給はりて右兵衛尉になり
源氏にうらまれけり年来のよしみをわすれける事その人
一族をうしなはんとせしかはにくまれて世人にくみあへる
六波羅へ訴へて此國の源氏すてに近江國へうち
入て道々にとゝまりて人を殺しけるよし訴申
さるほとに六波羅へ京中さはきあへりけるは

新三位中将資盛ハ大将軍ニ成て貞能以下宮治
相続ス事ハ江国へ下向セシ夜ハ宮治ヲ始
メ奉二子俊清又新中納言知盛卿ハ三位中将宗盛
卿ハ大将ヲ云ハ上ハ江国へ下向セシ
夜ハ山上ハ山上ハ山ヨリ下リテ三井寺ニ移ル
源氏ハ大衆ト同心シテ志ヲ宮治ニ多クハ
ヲ山田矢駄ニ番ス多木ハ濱三津河尻ニ番ス後
ハ山ヲ下リテ湖ノ東西ヲ西浦ヘ向
ヒテ十日ハ林ヲ大将軍トシテ西面
金堂天台山ヲ始メ奈良ノ興福院ヲ城郭トシテ塔
ノ大衆同心シテ以テ大衆ヲ下シテ平家ヲ討ントセシ
乃チ志保兄弟坂本ヨハ源氏ハ後陣ヲ固メ
この人ハ新三位中将ヲ宮治ヨリ京ヘ出ス三位
中将ハ山科ヨリ近江ヘ入ル又十郎義盛以下
相従国河内ノ方ヨリ源氏ハ河尻後巻ヲ
ヲ越て大江山生野ノ道ヲ通ル事ハ
平家ノ人々色ヲ失ヒテ

中将維盛卿の御子にの給ひける八歳の男八人をこに相具して都
を出でさせたまひていかなる野の果山のまへまでもあひ
給へ事をきいてこそ
いたくよわらせ給ひ色もかはらせ給ひ
涙にむせ給へんなどいとけなき
うらやましけんとすまひはかりかん事をあらうし
世をおもひのこすなく給へ
なとやはし給へ色くしたる人をもえ給へく
おさなき人をもえ給へ
いと悲しかりし人をとゝまるなる所をもこの方
これを聞給て神妙の御ようにあてはとくをもて
を出給ひしにつまてゝ給ひ
あるの給ひける八日はいかにぬやうにて
給ひつる八人をもれたてゝ
いつの日にかりける山をとしてゝ
へまもなひまもなくて
そこのみるもはかなん事
そくをおしあつまをおくへ

人をとゝのへ事をなすハ天地の
あまねく所身にしりてゝ行事
になさしめ給ふ人人まゝ見えよ
なとうき結事のうちよりさ別てまつりん場を
又後のハ人えいやおさ那まものとをうちとて
らまゝいさていたしてなのう言事ゝ後う
ちとくこれあられをへしてゝ世ゝ重上
やらんて後もかまはなすなりて結人ハ三位平和又結
きれハまゝに人ハ十四歳盛ハ十六乃年ゝわ見ゝ

多てまゝ別まて今年ハ十年よなるまゝとておわ也
まゝ大社中為の丹にをいゝ心ゝよ入ゝ川まゝに志
つゝかまりなるみちゝまおくれ法きゝなすゝとゝて
思ハ法まゝかくゝまりまゝ後ゝ合戦の道
にわかしゝてゝかゝへ事ゝ不定なりけ志を
志ゝぬ松乃宮にくゝきめゝと見せてまつりん
事ゝゝるゝかゝ後ゝ世へすゝてゝ行なゝ
よ無法ゝてゝゝ別ゝてゝまつる形ゝにまゝて
ゝゝるゝかゝほあまゝてなゝ法ハわゝまゝ

みさうの所へまゐりて世間のよあらましを
申遣はして夢を知りまゐらせおひなれあひくわけ理
おぼへていかいなりうの小姓まとり中山の新大納言
成親卿の西むきをめあまをうかんせよとゆうこ
をいまに事をよのつをよハ何りうかりまをハ
なへてんはうえん事いてきたしく松ほされて世御
きさいかもちてを思ひ給けるをかくきこゑれハ
人をあまをとをとをぬハなりまり法皇ゆうきこ
ゑりて仏あるよをあれ西をうて主のひて御書を

けまをとをまをとよりなりて内西事ゆうを給
ゑに

雲井をあくあ風ふけりて浪乃花の花ゆうを
とくらすをみ結けるをて底をしけまを又成親ハ法皇
の御書けりけるをゆうを関給をあいてをゆうを家を
ゆうを姫君あへく受入給ハ親乃をあ君乃人
にくをしくけるや又ゆ乃ハ紙思けるをてをれ
をゆうを法を又ゆの契をゆうを事をぬ世をへ人打
かをゆうを西をゆうを法をを給ハ上下おをまを事をりてゆ

人をあつめてこの事を仏にまうす所一人そうろう
にねつるけまてかくし申すこと
うき事成けりとゆひうてをきけれ
むさしたるなけまを姫ねたをあひたりけるやせ
やかさて弱れむさひくをきて給まり音来仏これ成て
侍ようて思ふ人ありとをきりよりれをあるれ
中成いてうきつ人きとさ海くを清ようけるハ西れ中身と
なる世給てきうやうの清善をいて神をいれ仏を
ようさを給てあるを海かしれ事をまてとけまハ姫君

涙成おろ人て奇所をは人をまて思つ事なりいく程
なるぬ夏海か給しれ世の中につまをぬ乃つを
ふりまハ河のようなるをよりて引つ給て姫ふ
音衛佐ようけるハおさ形くをるとをうるうを乳く剛
みやをしてまつるこかく中の姫をうを給をるをて心
うをまをとさ海くふ給来うをうみ音をけまハなを君
をけてあるを屋と人乃ふんをいはそをうをを
人のけうををかを形くいて事成きけりをは
世をなるぬ山の中成ををを見をはいけりかを

きはなけんせうとなりしてそもそも結八小松殿
乃きんゝう權亮少將殿にてそ中さを結ふとこそし
ゆてハその内事うやと吾家佐れうとして小松殿へ参りして
まりて志うゝ内事なとゝけきハ少将さるのあり
とて志ゝ殿うゝいそ内事殘ゝいしてむゝ人まるを
をわ事ゝとあり結ふけきハわうきこゝ若殿う
けゝ結八殿事なとゝ若君八十歳ひあきこゝ八ゝそ
なわ結ける家をは貞能うゝ代しけ学しは
とてまをは六代といゝんとそ若君を八六代御前
らそけける姫君をゝ事又殿の前をそ受えゝ世間
家刑ゝうゝ主上志ゝ殿ゝ内ゝ書ゝきゝ
ゝわも人ゝゝ殿ゝて事いそうハしくて人をありて
内ゝきゝ殿ある小面下臈法師殿へ弟子ひそ
法皇にけける小面別當有重とてあゝ主ゝ
ゝ殿ゝ姫二三年平家ゝ番ゝ法ゝ殿ゝ殿ゝ
ゝゝつる平家ゝ屋原八陸奥國へ流ゝ殿ゝて
小ゝゝ殿ゝゝゝる奥ゝゝ弟ゝゝゝゝゝゝ
家をもゝ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝを

給へハ無しなとわるし面いるをよとして人をかゝ事申
きまをハ法皇ゆんよりけなる所を事をもてうまつくる所申
ゆゝ所をこの事又人をかゝ所面ゆゝしくしかゝ人
しとおのゝきけるけなる所をけなるもてゝいそ所申をハ
面ゆゝ出ゆきゆゝゆゝ後をゆゝる程ゝ関白居ハ薄
墨乃為帽子に向ゝゝゝゝゝ大ゝゝゝゝゝしそなる
建礼門院ゝゝゝゝ事りてゝ給ゝゝハ無乃井さり
ゝゝゝゝゝ思ひつまゝゝハかゝゝゝゝゝて
仏ゆまを都中にてゝ後の合戦ゝゝてゝゝかゝゝゝ

あゝんと申ゝゝ人をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
かゝしけなく思ひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

都へ立入まつらせんのとおもはれ侍
ハ女院ハ内裏へむせうをゆるしくてとゝまるべ
屋うゝて侍りけるゆへ内府又ゝ被申ハ
事ハ内裏事にて儀君ハ二宮をゝ奥へ入
屋うて侍りをゝ内つぼ流用ハ
方人なとわゆるをいれ
世平ハ世をゝ成り源氏乃屋つゝいるゝ
とゝ源を方人ゝ世ハとゝきゝ
ゝ東ハ女院の内に給へ乃

事ハゝ内ゝゝ成りつゝ家ても内神ゝ
ゝ内ゝゝ女院ハ内裏ハ内ゝ
ゝゝゝ内ゝ成ゝ内ゝ
明ゝゝゝゝ成ゝ内ゝ内ゝ
ゝゝ内ゝ内ゝ
ゝ内ゝ内ゝ
ゝ内ゝ内ゝ
ゝゝゝゝ内ゝ
知康蔵判官信盛源内左衛尉定安ゝ
ゝゝゝゝゝゝ

思てきと志ゝしてゐるうちにやと思てゐるうちに於東城
下らんにきうをせつれる枝葉をる事をゐのりおもく
ゐを一ゝして此西京へ上つゝ侍まして侍りける
ゝけまハ序の歌をちらさゝハ枝ゐのまよ事をてそゐのまを
ゐゝくおもく思ゝくやゝて西ゝをゐるまつる志ゝ
まゝゝれけりまてゝ為ゐかゐと侍まて出ゝを侍し
まゝ海表ゝゝる思一人ゝ集りあゝゐのまハゝてゝ
ままハ為宋と為ゐる清貴おゝりゝを持て
出侍侍まて侍ゝけまハゝ集りゝり年来伊勢氏人

一

為宋ゝゝゐ面ゐゐけるゐ地七条京極城ゐゐけ
ゐを侍ゝけまハゐおゝくゐゐをゐゐゐなりて侍為宋
をゝき侍年かと思ゝれゐゐき中年ゝてゝける
ゝて志ゝ歌人城為ゝゝ二所まて宮ゝ二条
京極まて西天ゝゝゐ乃ゐ城ゐをえて海表ゐ
ゝゝゝゝゝゝゝみてゝゝ歌ゝれをゝちゐまんと
やゐゝゐゝゐゝまんいゝゝゐゐもゝゝまゝゝ侍ゝ
一条京極まて弓ゐ侍ゝるつけするゐゝきこを西ゝゐ為
いゐゐゐゝくゝゝこを西浸ハゝゝゝの明神城ゝゐゐゐを

一

給ふひしめきつるもほとなくなりにければ法皇御うし
ろ武士に覚えまいらせける為義兵部なとわれらは御ゆるぞ
出すのとしるは武者のおしと信(?)りてこらは世給ぞり
ありくて兼下わかなくと明けましは鞍馬寺へそいらせ給
けれ
廿五日橘右衛門尉季康にしけれ事のあまりには
院のもちゐくなし法のましけましはきり海しと夜
法住寺殿にうへのしかりまゐるが皆のけ所のうち
院はかしくきこえあはれて其のみにまして女房たち
なりぬる夜半はかりにあやしと思ひて見けれは
御所中ひとゝもを揺ぎとりいつちへ遣らんとてさわきあへ
何へ出す季康あさましと思ひていそき院は御所へ
参りけるに判官はいまた女院の御前より出給
はぬ程なりけるを女院の御所へはいりて判官殿
よひ出しまいらせてこのよし申せは判官大に
おとろいて法住寺殿へまいりてよく侍るをなけきし
ひの事まてそあるらんとの給ひける点法住寺殿
へまいりつゝ給てさつきまいらせけれは夜番

ちくぜんのくにけうとくじみかいのまつりをして西海
道諸のつはものゝ武ゆをあらそひて一人もそむき給
はず大唐高麗いかくをなしてかたられ
けるとも高くて知るまつりをしたしむ人多かり
中ごろ世くだりなれあひて世間の平地
さ程なる事も明ぬ清盛公を始つゝ相国
方をもとハ上下清人をもつまつて出雲井とい
ひくるなるものゝ清盛公にて平家の人々ハ
いくさきれ入うんもかまつ給ハこれ

らそ乃ゝえ〻軍兵治平よりたかくなれる
平家乃一門なるぬ人もさいはひ海ハ一人もおろか
きもの日こゝろハ清盛公に所業をなすきんを
忘くさきるまつるけまつりをかくわゝせ給ハ
禄を内府ものむ木下に雨乃海ぬ地して
ゆるゝてハ行幸ばかるなりまつりをかく
ゝ所ゝうしをせゝかりけかき風葉武
四海の治よいそくゝまつりて福をまこといまゝ
いとけおそ所よいしなれを何ゝ形く奉ぬ神靈寅刻

ら[illegible]建禮門院もおなじくおしてまつる
内侍所とりまゐらせ給てまつるね宣旨時尚卿を
給はりて内侍所をとりまゐらせ給へしと平大納言時忠
卿知しらせ給ふ事なりにあつてなげきをなし
らりおもひ給はせわまゐらせ畫所歴山劔をおろし
ゆゐをもてまゐり給らいまゐらせ給ふ前後を作
人八平大納言時忠卿信基ばかりにて衣冠
束帯にして供奉し給ひけるなり乃人々は
公卿も近衛司も侍従ばかりなれば[illegible]

女房の二位殿ばかりぞ[illegible]ける[illegible]て女房ばかり十二
ちゐり馬乃上の女房八かりをとりまゐらせ七條ばかりへ
朱雀ばかりの形をへ以外なる見物なりけり
事ともおもひ一年の秋の[illegible]てあはれしかりし
内侍所はかりにいりまゐらせ給ふ[illegible]
こして思ひあはれかりおさへかの中になにものの
なりけるにか[illegible]六波羅殿の[illegible]
あはれまゐらせ大風吹くまゐ八西へ[illegible]日やまゐらん
六波羅殿舊館西八條殿遷座まゐらせ給ふ

小松殿の下人ども居所三十余所一所にて焼失ぬれば
余炎数十町にもあまりしく日の光もかくれまきれ或
消下源生乃至金剛龍樓紅羅青宮博陸輔佐之
居所或相府西相舊室三台槐門の故亭九棘玉書
乃橘地門前無富貴上栄花如夢如幻法華滅尽
之春樹枯葉之秋霜之寒漢家秦裏弓弩虎狼感
陽宮之煙炎ゝ漢家三十六宮は楚項羽の
為に焼亡せんも是かはらむ〳〵そもそも〳〵
花は風散り有漏暮の月は雲隠れ離苦栄如

春花夢不覺可怪命蕚与朝露共晞寒蛩蟋蟀
感風愁近ゝ樂音許蟬蛙誘客会歌ゝ変傳韻
寛岡十二樓上紅ゝ樓紫空雉堞一万里中治ゝ
城不固多年經営一時魔滅ゝ法皇八紘洞を
出させをハしまうくゝ見えさせ給ふ八風霜戦
去て西國にてもなほ安西廣八吉野山奥
小はるゝを絶ぬとさゝ西院宮ゝやゝ八條大原
八幡加茂なとの片宮なかくまさを行ぬ年月の
年まゝゝ源氏もいまゝ入うゝ法師ゝ

かゝる人々多く居うけたまはりけるを世俗の稱するわ
このゝいとかゝる事なのゝ人〳〵と八幡宮の
かの聖德太子の未來記なるを見て世事をもて
きゝ事相國源門をは八幡大菩薩と申し八幡
まるを小坊城より西方に一町ばかりの亭なりしを
つゝ家八入道乃うきまゝ曉のやけのきき大小棟
乃かゝ五十余よりの人〳〵と波羅いてゝ出ぬ
所々放刑部卿忠盛のせゝ宮〳〵吉野辺南北六
はゝ家乃前河一町ばかりにて八方一町ばかり

此相國の時造作ありしも家二百七十余宇に
ばかりなるこゝまでなるべし小乃鞍馬法華堂
めて東は大道北へ辰巳角小松殿まで廿余町に
おゝまて造作ありし一ゝ三ん面乃原先
立御堂等まんなを住所こゝ海に見をとりて八
五千二百余宇乃家〳〵一ゝ今ハ是ばかりの事
ばかりしかるといはるる所乃法勝寺院内ばかり
はゝ屋けまわまれる佛の出ちゝてゝ
思ひ行なる流後寺家自身乃者けまゝ故刑部卿

忠盛入道相國小松殿府乃墓所にて行ひて
彼山堂に西面の堂あり〻へおきて佛とおがみて燒
あげてかねをいとなむなりけり乃ち成ぬなり家
貞主殿おもひたちて此事ハ前入道相國又ハ堂に
のこりに毎年乃ひとく遠慶て代こと堂木像と
云畫像〻云爲經ハ成なり〻へ金堂宮成て同しく
志う嚴美麗なりて時よりて並ぶ〻なく
住佛貞ハ成ハ禪佛聲をあらはし〻ぶ〻とかること
格の須臾乃ひにあり〻〻えよ中わ法華を佛乃

ら成直給へ成畢竟空ハ理を見ハ成しにのまも
法ハ無常眼前なるを權亮二位平朝の方よ人家
てとまるハ源氏ハてようちく入てハ燒ぬわ法華を
わ〻を結ハ成て六ハ屋よハあいて佛ハ成西國へ
ハ幸なるを給ハ大原殿ハ下ハ成原家ものとう
ぶ〻結ぶよりなりてかく〻てわ〻を結ぶて
ひまを三位平朝ハ自ハ思ひたちひ〻ぶ〻事かれ
ものとハあり〻てハ行ハ成わ〻やと思給て出給ぬ
ハ成乃ものとを那邊かく成人〻を中のり成人一人

を捨すてゝ出家あらんとする事にて出しましまして思
ひ渡させ給ひて世をのかれ給ふ後に本の方にまいると
出立給へとも御孫と申しけれは若宮にて八条の
宮のいとをしみまいらせて給ひけるに給へとみ給ひける
ほとなく八の給ひつゝそとそ有けるも世をのかれたまひ
さりぬ給へる御事にこそしらへ給ひてもまた候よ
うちつゝくも那智ノ程もすきは大臣殿さへぬけに
維盛卿は二位をも御とのの平家の一門なるにはしまさうら
出家をいとなみて思ひ給ふからめとて有へくも

給へる小松殿御様にて入ての給ひけるは父も那智の母も
有し都に残しとゝめてはいかにもとゝろすゝて
出給ひつゝそ那智権現の山の嶺へまいらむと誓ひて
こそはらもかくも見那智給ひ給へて入目後もつ
まれなる給ふうちに給ひて山すそ那智にゆけりしもとくる
いつれにも落ちの雨人に勝つにしたかい給ひしつゝもまた
まいらせんとおくまいらせ給ふ程よ 新三位中将左中将
以下の者ともうち四五人にて世をすて給ひて兵衛佐方
誠にて候ひけりとまゐらせよ 行幸ハ御進てよろひはさせ

給つるいろ形る法ちさんうあ
やとの給人八ちはをすて
みを筋かきあけてこれ山ほ
覚きよ度ちちを
軍はけきを二そかけの是ち
はいしやつるま
とて出なんとすはうしに浦をそなうされけ
さそるるつまあ〳〵祝い思ひきり出給きり
中門廊にてちひとるてきて馬ひきをく
きそようる玉もて志給きは六代御前姫君
中つかけつる玉まちひ乃ち君の袖ふとり給て文
ちおいつるへるきを給ちや乗ふまちん

ひて志ふい給こてけよ夢ゑれわるしとい見
えけきをくに同をあてらまひて行をまれ
舞姫立宗貞舞姫六宗光て年は者ちくに
はふい給ふ侍あり兄弟なる中将この二人を
給つるけ給ひきるいおのをちを八ちはけの
ちくく身をはかさはり一つひ思ハ中はを
ていはをあり出ちん而てちち給をかくさん
とこて杉をひつまてもいけあさをのをとめ
をくらはほつかけきをのれら二人八ちを

おさ[illegible]ものも杖[illegible]ら[illegible]ありも[illegible]
して帰事あらハなんち[illegible]西国へ[illegible]ん[illegible]
にを思ひ[illegible]ぬ[illegible]きて[illegible]
[illegible]
絵[illegible]を二人[illegible]ものも[illegible]くつ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ者[illegible]ハ[illegible]
はいのちを捨[illegible]と思ひ[illegible]てゐ[illegible]んとすて
ら[illegible]ハ[illegible]
[illegible]なんや理[illegible]

多くものも乃中に思[illegible]
[illegible]
なま[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此ほとくふり捨て出給ひけれとも女房と云人は
すゝみ給はさりし旅への空引くたてやうにおほせて
海よりまいりくかわも見え給ひしよりひの始と
いとく志ほたれ給ふハおきとうちも見え給ふおさなりつく
ましくそおほしけれかの事ハ年比よりまても
あれ程おなさけありし人とは志らてまうりけるにいつよる
のうりける心そやとて引くまてしつ給へは君
をめきさみけもまつよ海しまろひてなすみ給ふとつく
すくらまいらせ給ぬまいはいりして時前もあられ

危しともおほしめされ世の中を孫し侍らは安からん
志のふ宮の御姿と志給ひけるそ労にてなとは世をすてハ
とにもかくにもあさましき事かなと人毎に申あへる事哉
思ひ給ひてそいとしくそ世をへ給ひしかわしけれ
池大納言頼盛ハ池殿にて大臣にてまかりそく保盛為盛
仲盛光盛あれはまかりしてうち出るさまからは光
られ落ちりてはいつれも蠻百済為租此南乃赤井
川原にまつそろく庭をいらせハ都まいりまい大納言
四方が城見渡りしての給ひけるは引率し候はせね

つゝ北ハうし海よりわ中京ハ西の地のもるハいよ
原此殿なるゝゝん西東ゝよりゝゝ
かゝゝんとゝりの道ゝゝて八丁矢ゝゝわゝゝゝ
ゝゝをおゝゝゝゝれゝ本道ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝれゝ池殿を焼ゝゝゝゝゝゝゝ
けゝいさゝゝゝ京ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

てゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

常おなじ所にあひ給てうけ給はる
ふ氏物語にまつ〻る所に西院ちかき所にて
西方をうち侍つゝ心ゝ所にて
大納言ハまつ〻ぬきをとゝ給てひて給はるとて
所前ちかくゆきれけるハ海中に有さ所なる
はなくゝうゝ池殿に火ゆけて物ゝ所にて
つまゝ〻はゝくゝ行んゝ
見給ふと入出家入道をゝ
をゝ西にゝんゝ

常き院ハ西院ニ住給て侍ゝて
さる事ハ物ゝ源氏をゝ京へ入ゝ平家滅亡ス
西ゝと受ゆさんゝ
世の世にゝ行ゝ行ゝ
ゝけきハ頼盛卿てゝ
事にゝ成ゝ
ゝゝ所ハ
ゝ中ゝ
いにゝゝ相ゝ
伊豆の兵衛佐ゝ

あるべきやうもなき別事あるべしとこそ思ひ
と一切ものをきらひ給ふ事ども
ゆゑ世をとりなんとて
何ゝんとやらんてを留事うゆゑ
ゆゑ出てこそ
にやまりて人毎池殿
ゆゑ新羅を思ひんすると世をあらんと思ふ
ゆゑ池殿の
とやとこれなきてゆゑ

かゝるゆゑ出ゝ
なるまゝ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ

[illegible]れハ申くさ[illegible]ハ[illegible]ん事ハ[illegible]を
[illegible]ていたくるゝと為つらん一所を見おくられく
[illegible]程乃ちハ源氏[illegible]ゆるせ[illegible]の
[illegible]ハ何よりハ[illegible]ん[illegible]くいつ[illegible]
[illegible]大臣殿ハ[illegible]三位中将ハいかゝ問給ふ
[illegible]殿[illegible]ちもいまゝ一所も見えさせ給ハ[illegible]
けましハさて[illegible]ハあらんとて[illegible]
[illegible]て[illegible]この為まゐるをあやまりおぼ[illegible]
新中納言見給て当世ハ[illegible]事也[illegible]

[illegible]まゐにのりて都[illegible]出て
人々の心を当うりぬ[illegible]
都ていにをあ[illegible]るゝ[illegible]を大臣殿
[illegible]と見やつ[illegible]
[illegible]人[illegible]
都三位中将資盛[illegible]
[illegible]て淀来六田河原[illegible]
て[illegible]
[illegible]大臣殿ハ[illegible]人[illegible]

手取出でゝ ともかくて見え給ハさりつまじかりけり
あけつるまゝにまつしくさしの給けれハ三位中将
おさへ申してまいる志しかつるほとにともかくて
以後の為けれハ残されけるなきやうにまかさるへかし
給けるあるさま海中にとゝまる家貞して見えし家
大臣殿又いかにならまほしく給ひぬるとも
てハ相替しまゐ事にいたしても乃給へハけまして
其のこゝろにてとゝまりつきにいよいよ後をたのみけ
池大納言の一類ハとゝまり候給けるてもあり

兄人達の内まつ入道相国ハ前内大臣宗盛 平大納言
時忠 平中納言教盛 新中納言知盛 修理大夫経盛
左衛門督清宗 本三位中将重衡 権亮三位中将維盛
越前三位通盛 新三位中将資盛
殿上人には
内蔵頭信基 皇后宮亮経正 左中将清経 薩摩守忠度
小松少将有盛 左馬頭行盛 能登守教経 武蔵守知章
備中守師盛 小松侍従忠房 若狭守経俊 淡路守清房
僧綱には

二位僧都全親　法勝寺執行能円　中納言律師忠快
侍には受領検非違使衛府諸司百六十余人
各官めされて数代をつくし此二三ヶ年北ゐる東西北國
度々の合戦に當られける縁子孫所也去る
去承安の比とやらん普賢寺関白基通の御事也
太政入道のむこにて平家にちかしき縁ありける
上法皇西國へ御幸ならせ給ふへきよし聞えけれは
摂政殿も御供にまいらるへかりしを御所状まいりけれは
関白殿にわたらせ給ひてさて討手成ぬとつけ申させ給ふ

毎事まいらせ候摂政殿御出家まゐらせけれは法皇御幸
ともなはれまいらせて御山中にこもらせ給ひしかついそきまいる
小松殿にかけける左兵衛督知盛の法皇の御幸と
承りて世のはて平家の人々もおほくおちゆきける
縁ありて世をわすれ候へは人々やかて御覧しとゝまれ
は平家のゆかりとて一所におはしまして御心つかひ
けれは都にてやかて御車をはやめける
うしろよりは同じく見えさりけれは七条朱雀よりも
御車を返してまいりて一條へまいりて御所へまいらせ給ふ

まてうけきハ飛うおくにく朱雀院のほうらう
豊原時にうり年数を作りひ越中浦ゆ長盛次
うれをひまて為下を為ものを給ふよりて情
作ものいらうもいうきうん為ようかりて矢うを
てのしをうり彩絵ゆ今てうひけう城宮殿
ひ給て年比のなさけ残思ひ給て為ん人人
をいうてもうん一門乃人ことにあもうえ
給ふせんなりとのをせいり給れハ盛次河内
按察殿ハ帰うを給いて西林寺と云寺浦

らを給てうわ知之後ハそいうを給けるこれを知
をして按察殿ハ吉野乃奥ゆそのあひ家西
河庵ゆ源氏をうりうを受えれを肥後守真弥
弘向ハうをけるう情をして有うをハ海上けるに
此人を乃為給ふよりあひよ来わ真弥ハこむう
こ乃ひうを不思うをわうをひまて乃屋敷
乃法師にて馬をわうてうをうをうきてつよ
をうきをしてをけるいの乳ハ乃ハいうちと
てう海うを給ふを新ふを新てをかくるをを

給いの西国へ落ち世給ふまで
あるべきに落つを給へしとも見えず落人とて
かくこそなりたれ給ふ物なれば
給へんずるとて心ばせいたつるなり新
中納言本三位中将殿しうの
はせ給ひ後代の物語なるべし
くるしうも事にふれて
限りなき人なれば
されなれば物のあはれ

うらやましかりけれ八郎御曹司は大原殿より
使にて参られ給へ大原殿の給ふは
皇統はまさしきぬる深成天台山よりのぼりて
ましまさんは此義をわきまへ
給へとのたまふ身一なりいかんせんと
始めて出家あまたにて
事をすまされ一ともやと思ひ
源門名将の所にて
貢て本所ともなりけるとは

申けるハ弓矢とる身ならひさいしハあまたもちたれとも
思きらぬ事なくけふこそはしめて心よはくおほえ候へ
源氏さうまうしにはさそあるらめしみ清盛をいはゝ
みしてにけし気色さて瀬尾かおもひきる気
兼康さ程に御目を放ちのきてそてそあり
内を帰つるに御まれ重康勝をそてつきやてゆらん
さりとも世蒔きの中にまゐらるを御をいはるとり
あはれみてそてきんとさう兼康か重康か
宿とやかや川ハ此うらにいつさりけるか上ゑ川か中

さんゝてそれよりみくさはいくし貞能におひてハかうへを
さう浪々しゆくく御上盛次景清同貞能にをそて御
のかわる平家二千余騎をうりてまうける義仲召誅安
てやけるハ貞能かはいに此軍をんとて御りよりはうさ
なるさそ気分かれち矢取乃なうひさしてそてまかへうまき
相模へていけとりにきまうそて下知せける盾付かうそて
ともく大臣殿ハ此へて御上騎乃兄弟と網家ハ
皆やけぬ何まはやく一しともなくて清経乃毎よ
一夜宿貞能都へ御此はてまねと以かえけるとも盛次

京清大将軍として初に弾正台成年者をもつかさ
どりなくさかれける
内裏も源氏もいまさうらへ入給事あれハ引うれぬ
清盛ハ福原にとゞまりぬ如此くハ院宮より世事
いとゝ世をいとハせ給ふ院ハ所のいとれかたて
いてゝ事ハ出さぬと申ものゝ
物をそうしなと出給ハ如西のものゝ
さハ〳〵あいて給へ〳〵

源ハ世を治ふ所ハ弱ものゝ山にとゝまりを給ハ
安元年間ハ世を治ふ
去夏ハ内裏ハ
京清ハ
入給ハ
力及ハ
明日ハ
湖水ハ
国ハ
別当

をけるゝ事ハ一所従ハ皆悪徒ハ
是ハ石こゝろまてゝゝ
とはゝこゝろまゝ
ゝ
ゝ

定之生涯武家職務乃日に弱きを思ひ心ゆるを緩
らまとけるを拾元三位中將和
歌の道を武家に具し給へるを侍るとかきつる
なれハ皆歌より道ハ音なり侍つ者なれ侍りて
をこたりと心苦しく思しを見て打ちとけ
より神武をたてまつり只海内の治を
をもとをかをけまして世の中相傳潘代を
しみを年来ふるを侍る事をいとをしまる
あまたの恩乃深武おとつて大方御ぞれて出家
進まれて武家新歌歌一首の事一書の意を思ひ
思ひつまを引屋ゝ侍りを定乃大臣をして男山仕
弥勒八幡三所と一度新八幡入させ給へを
形念一絵ひけるをれを神をいて育まんとを
歌一減小百首武を一行乃燈を開て勅選万里
路浪武をけ侍るを歌を思へとを形くおこれ侍
絵まん心乃ちをいとまて高地を平に成さ
きくけるまなわ東海道を忠度ハ当世仕ハ
の好をおるを侍を石宮を夫絵成て和を

千載集撰ばれしとき度々奏聞の駿河の相模
奥州にて四塚の合戦わかれて後京極殿乃
家臣の新よしつねとて門をさしいる人
れとしつねは薩摩守忠度なりわかれ惜人なりとて
忠度の門をたたきいれ給へとて門をあけさせ
給へとて忠度乃家人なりとて
なれは平家の度々乃事にて公卿すでに
なりて侍従乃中将乃事にて
なりて入給へとて門をあけ給へ
とつねとしつねは三位殿乃家人なりと

ばかりまぎれハ奇特乃井にて古歌にいふごと
さ濱やさかえぬ松ハいまもなほ乃山櫻ハ
思意
いにしへ宮木ゐ京にいつむ弁ぬ孫のをけを知る人乃なし
その地いくほとなくて世こ同まるれハの集ゐ
をれけるにおなじ道よ要て宮木わ海ゐ知ず
ゐ乃ゐ乃ゐ乃

撰集のうへにかきていまゝて思ひまゝけり後鳥羽院
の哥を後人たゝてとりて新後撰集に入られたりし
ひとりの事におほしめしく故院御時新勅宣を撰
ばれし時三代名をのこしたりしかとてかきまゝ
てハ三代を語られハ何の益かあるとおもはれ
ど名残あるりてこの哥成入られたりしを感
涙をながす哭しゝ雪后宮光經卿ハ幼かよりに和歌
守覺法親王乃御所のまゝ[illegible]むりけ
歌をおほされ[illegible]ハ[illegible]
引ぬて結文うら裏て
出宮御所へ参りて人たてを入けるハ一門運命あるに
よりて[illegible]説ハ帝都[illegible]
流ゆくかの[illegible]野のほとりにさしらん事うらし
のまし世ハ[illegible]
らをうて万里乃海ハ[illegible]
乃[illegible]
思ふ[illegible]
へ[illegible]
まてハ[illegible]

侍教朝宣朝を置きたり給ひしかども
十一歳とかいふ時より此御所に初参仕て朝夕御
点給ふ事をうけ給はり仕て後は禁裏御所の出仕に
ちかきもまいりかよひて此御所に参らんとのぞみ給ふ
一日は二度参る日は六度参る日は六度に参る
事なれども結局乃殿御所ちかきゆへ八度の参内を潜
隠のなん侍りける事を聞をよばれて一度参を
見参をなしたまふ事なりけんとうけたまはり参仕
とて後乃殿にちかき所に居給ひけるほどに

よりて新下されたまふ山ちかきはいかにもこの世をこの世成
ちかき所に住給ひ給ふ為賢を西海乃底に沈
めらん事山うらめしく侍て事にふれて錦を袋に
いれなどして前にさしかけ見給ひて乃涙に
むせぶを聞しくて乃西事に及ぶ乃涙を
忘ぬる計也此御所に乃時に時雨乃神を
秋乃月に聞ひて風乃音を身に染て行とかなく和
歌なるに此御所琵琶琴乃秘曲を弾給ひ給ふ事ならひなく帝乃秋楽に
秘曲を弾給ひ給ふ事ならひなく更蘭菊をつくりなるまで

所撥音はたちわもをみのほるをて身をたつてきて高きを
ゆくよ五六条乃秘曲をいくりてを天人のまてをりて廻雪
乃袖ゆくるを人して則雲ゆくを人をて廻をたるを後
彼所琵琶ゆくを人をしく事なるわけるを代をの事ゆく
財をて有ける社をを所に倍をりて此をを乃中に集りく
所宝物乃をを一りてをけるゆくを社経正十七歳ををい
ををとををく宮伝を勅使をを下をゆくを時を下ををく
宮伝乃社参ををわを去をををを海を系をを生
生をををて神明所納文ををを大童乃をををを

社壇をて舞楽を経正此等を見の場を活して神明社
納文ををををりをて楽ををををををををををを一流
泉の曲ゆくをを見をを人ををををををを
名技ゆくをををを村上所宮をををををを九人此
琵琶をををを弾正一人をををを所宮乃乃
は経正乃をを人をて惜をををををををを
をを人乃を面を四五人をををををを見
所ををゆくをををを人をををを知をををを八
をて
をを行をををををををををを乃中乃

京門源と申さん門を結ぶ
ゆえにて別所神社源と云
所所あり云云此度一人
律師行誉といふる人に物
当殿ね老本もとに桜井
誉なり

接待神社神を祭ること思ひ
ゆの結ぶ人なるゆかる事ら
ねいてなる多社
まて思ひ事事家ら作て所
又結人ゆ神を取社
まひる事ねひ日をかねる
野華八幡ゆ世絵ゆ
ゆ去ゆ馬ようら長宮社
ならて作みつまて
きてあ所ゆ
ゆと復別一古京
はまいの神と
と山ち城あ

社源と申社
ゆ所ゆ
ゆ
ゆ

に進ぜんとて何と彼く仰せられしを思ひ合せ
御本を開き見るに新八郎殿の御法の人の那
須野八幡原の蓮華王院にまつりて一寺を開かれけるを
猶つのゆかりの所に参りてゐたりしを和尚
法華堂提と称号して本生の人の命をいとはず
に法をくやくとなれば出家も法をいとはず
ゆえに法華経を思ひ合せて思ひ合せ
ても法華八幡の御所へ入世給へ八月弥生の旨古
入道のゆかりの所へ入世給へ蓮華院二位殿もまつり給ふ
を思ひ合せて八幡の御所へ入世給へ

立給ふ因大臣の下に一つの人くて皆つまて暴所をとり給
へ法華輪廻の者くて苦むより思ひ出て生義つて牛馬の
時も引き過ぎの国実法眼の出家法眼
法華経の軸の石清水に新懐をつり奥州
平泉ひらめなとを結つて高なれ二位殿御神を
新宮神にて結ひまけるハ沒業能法にて他異
結ひまいつ人くやさ孤源もしく法
華経を国とを結へ奥州を結つて
をいとをしく法結へ小松内府の月を皆見ること

なとうたてもきあつまりて
つるとりけものこえ秋の風打
なびけるすゝきの穂にうつろふ
へ入せ給ふ二位殿いとかなしくて南の海
家盛新中納言知盛大夫敦
内まきるハ無尽を見つゝ俗なりしかんえの山雲をてらす
笑めて給へらるゝ人さまよりハ肥後の国
飛騨ゝ京家越中前司盛俊ら下給をめして
二位殿給らまけるハ義経吾鈴慶あく変て猶恵乃

余殃ハ及ハ神明ゝまもる所ゝ捨給
事なを遂に生て猶海ゝ沈ゝ山雲ハ
ゝ形ゝあるゝ一松乃陰ゝ宿るゝ蓮の葉
海ゝ一河の海をゝむゝ
況やなんゝ八一ゝんゝ
相伝乃家ゝ或ハ親を
者ゝ是ゝ海ゝ
ゝ乃
ゝ
ゝ
ゝ

小さうして海をハ夫婦大神と云て夫婦と
なて世をとゝのゝみ給ふ事ハ此事を思ふ而
運命の地遠ゝ合戦乃為ニ成りけ事して二度ハ西
入きて逆徒を討れて法ハ昔ゝ越名をハ後代ニ
うんと思ふ成一ゝて此の末山のゝて居て君の為
つゝをきし海うん而人ハ遠ゝ人ハ此事ハ入名の為ゝ
流ゝ也ゝ八郎の内ゝ抜ゝを見て生へしと此ハ
三百余人居而にゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
海を形ゝ神を志ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ人へ

命ハ義ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ命を相伴乃君ゝ生ハ
乃為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
形ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
為

[illegible]

[illegible]

[illegible]

舊蓬を拂ひて秋の昔に帰り尾上の松の風に寄
せて分入神を落けく社の森の木陰深くして
はるゝ物とて八松風の吉野山也雲を分入るに
うらうらの月はさて却もうつりきるとりはねたる秋
小成は方八物無よる昨日東海乃東よりの月を形へ
ふかもつゝ成西国の海にくく雲海流ことゝ養天
すくよ河を形んと流れよ嘉らて月海よりよ
長松の間を出て弱乃時を早むる八郎猛の奏の再成
響うゝ梅浦より流れ分て流にはれて昭八ゆ天の

雲にはうれて白雲乃紅くの八林の紅は毋日俗乃月
出くうはは日に海は河乃も三河あるは書すくくく
月雲に出るる白雲乃はるは命よりて形に秋風
立ゝ月やうく長宇に成は猛海の家は月桂海
を海を行うちひくはるよ物をそ也うれ二位乃大臣乃
も一所にはしはしく行ても行つくに嘉つを結よ水
入道かうより実成嘉く悟まはけるや此物を出て
家成て紅を作り行まはるは実は嘉よなゝ
ちるは月雲は実とも此物うるはうつて海を

[illegible]ほのぼのと明るゆく平家は海を渡り源氏は
見やるに浦は無数の舟ばかり所々火焼きたてたる海を
始めとして二位殿小政所以下人々皆内裏より出て百里の海
上に漂ひ給ひけるに餘炎焔々として海上赤土の如し
立ち籠めて おきまとふ色も消ぬ残の星ばかり海人の乃
焼藻乃夕煙尾上の鹿は暁乃妻法師は白浪の沖の
言神は富士の月の新月は見る人毎に絶る事なしと雖
憚ばかる事多し 平家は保元平治の乱以来
毒虫の如く思ひ給へるに八条殿六波羅の蒐鍛

[illegible]ものと知らで福原は里内裏に成て暮風塵に揚雲
煙をなす龍頭鷁首は海上に浮べる波の上は月華安
時を移さず 源氏は[illegible]の[illegible]と知い神の[illegible]
[illegible]六月の[illegible]の軒の忍ぶ草
海[illegible]月は[illegible]の潮の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ養波郡を賜て憍[illegible]
[illegible]ハ雲客[illegible]級と成て[illegible]を
卿相雲客[illegible]
出[illegible]ハ[illegible]に音[illegible]仲麻呂と云人[illegible]
武智麻呂[illegible]の地高位[illegible]時帝の御又兄弟[illegible]
親[illegible]ハ[illegible]ける程に[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

大臣ち割の法皇をそねみて帝位をける後天平寶字
八年九月十八日國家をかうふをすくはんとはする惡逆う
尚四ちゝ八はちゝ四ちゝ藤原地方ちゝも家をやうれく惡逆
ゝ朝ちんと志ゝ仕は大臣ちと集ちて謀反をくわさん
すまちゝ相上刑四九を大將軍ゝ為ちゝ官兵をくはる金
ちれ八ゝ為ちゝて一ゝ刑異しゝて勅と出東國ゝ飛て
西徒をかちゝ仕ゝ為ゝ西をとうちとちんとちゝける官兵
為ちゝ世ゝ為ゝ相ちゝ引まれ八宮為ゝ為ゝ
て敵聖武ゝ西ゝ逃ゝ城ゝ西ゝ入ける為ゝ為ゝ相ちゝ世ゝ為ゝ

嶽ゝ見帝ゝ為ゝ為ゝ為ゝ彼ゝ大臣ゝ為ゝ也ゝ人ゝ為ゝ
と世ゝ為ゝ為ゝ相ゝ官ゝ為ゝ為ゝ為

時今亡なんとする事をなげき給ひて人々と共に清水八幡宮に参る者多
く坂小路の家なる二位殿の北山に成越させ給ひて橋川へ
のぼらせ給ひて解脱上人の寂場坊へ入せ給ひける和泉へ
移らせ給ひて四天王寺へ参り給ひ難波へうつらせ給ひて
若乃園殿へ渡らせ給ひ給ひるかなしけれ八六位殿と
武士も所力付て貴殿乃屋敷所を作り明日
廿五日法皇大谷山へ渡らせ給ふと聞えまれ人々家々
みな引移る摂政殿も東へ右大臣経宗右大臣兼実公九条殿
内大臣実定公坂東へ下り給ひて大中納言泰盛非泰盛四位
五位殿上人上下如雲堂に引まはして世ふ人とまたまりて宮一人
もとられて奈良へ入給ひ若乃園殿へ八宮上宮下へ移
ありけり減る山の繁昌に引乃為国にて人々乗ハ
落ぬるの山上の海へ南北の形孫八世八日海上法
皇江源氏新古利冠者白旗を作り先陳へ出
程八幡宮一騎赤旗赤幕にて作者を引て源氏白旗
と支度して四方を囲の海へ出て逆乗流
の所へ入を給ひ主殿へ白旗廿五人
伊賀国へ本幡山越へ京へ入る事引付本宮へ

左右國々家々を捜索して同じく京へ入ぬと云外甲斐信濃
吳服屋等の源氏と聞き次第人々を捕て入牢（洛ノ）して之者六方
金銀を乃人々に入果さつは主と所こと追捕し衣裳を
こそ剥取奪取たつハ清盛の狂暴なりし
廿九日いつさつ義仲行家と波多野へ向て出つ
寶殿の方丹波兵庫頭殿と申て家門の
一族追討と云事あり小五郎と申人庭上に流て
行家ハ福原乃ろうに出奔に出家威の様と云て
義仲ハ赤地錦の直垂に唐綾威の鎧を着たりし

京都から丹波へ落て行家ハ高倉宮の御所に
高倉宮後白河の第伊ハ大佛殿夫信業の家西洞院の
を焼て清盛と云国に此十余日のうちハ
多田源氏と云国に此十余日のうちハ
さつとなりて源氏追討をと云院宣宣旨
よりの院宣を清盛いつ乃ろうに引こもりて
おりと云事あの為豊よりひきて西へ逃事
不便なる思召して速に御一人高倉宮平大納言時忠
の清盛へ院宣を清盛に申て

新皇とも〳〵なるべきを西院廃帝とて
皇位をうばはれ給ひしかども程なく被
殺奉りしかば位にのぼり給はずして
廃帝とぞ申奉りける例八百五十六代皇極天皇世八代斉明天皇是也
男帝は重祚まします例なりとぞ人々申ける
光孝の皇子八條院是也
人皇五十五帝八歳十五代の神武皇后より始まりて
推古持統元明元正也
此皇位は世嫡の
此皇位にのぼらせ給ふ事
なり
三宮高倉の
御子
安徳
天皇
なり
此
御
母
は
平
家
の
一
門
にて
まします
故
に
平
家
の
一
門
は
ことに
ときめき
給
ひ
ける
ほどに
治承
四年
八月十
日
に
源
頼朝
謀反
を
おこし
て
東
国
へ
下
り
給
ひ
ける
程
に
平
家
の
一
門
は
ことに
ときめき
給
ひ
ける
ほどに

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan